



医療機関版

NEWS LETTER

2016 年 3 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

女性医師 6 万人突破 全体の 2 割超える



平成 26 年末時点での医師の数は、311,205 人（前々年比 2.6%増）であったことが、厚生労働省の調査*で明らかとなりました。

女性医師は全体の 2 割を突破

同調査によると、女性は 63,504 人（20.4%）で、初めて 6 万人かつ全体の 2 割を超えました。

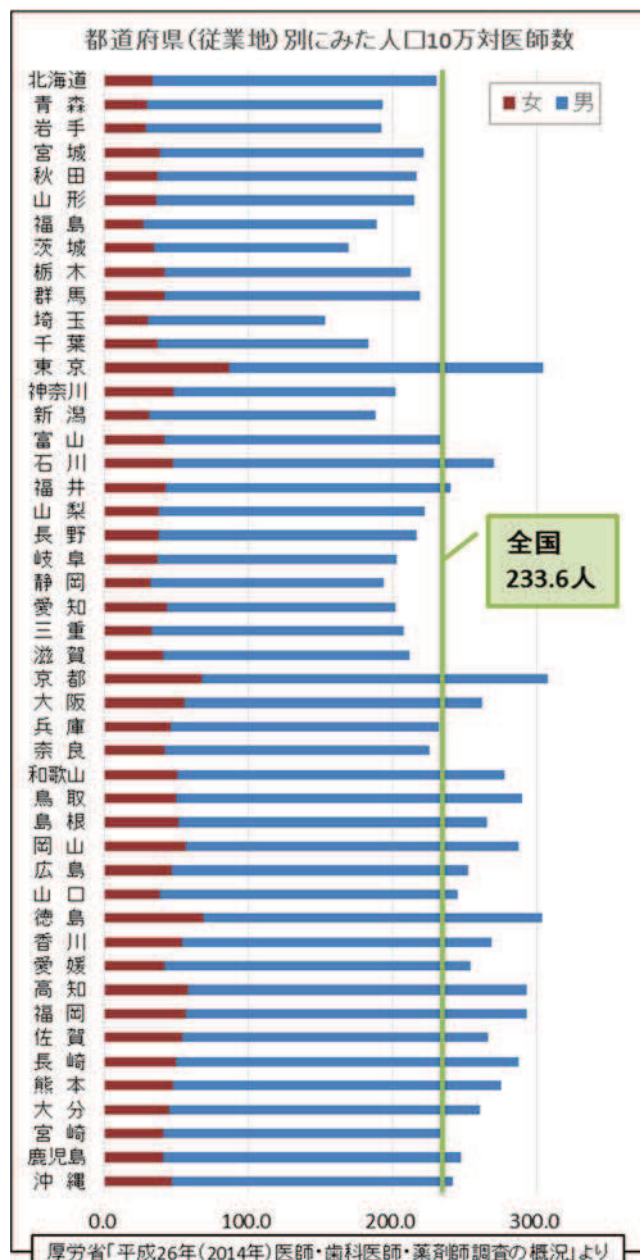
また、臨床研修医を除く女性医師の診療科別の分布では「内科」が最も多く、次いで「小児科」「眼科」「皮膚科」「産婦人科」「精神科」「麻酔科」となっています。

病院と診療所で平均年齢に 10 歳の差

施設の種別毎にみた医師の平均年齢は、病院が 49.3 歳、診療所は 59.2 歳と約 10 歳の差でした。

診療所の医師の平均年齢が最も高いのは「外科」の 65.6 歳、次いで「アレルギー科」63.4 歳、「消化器外科（胃腸外科）」61.3 歳となっています。

医療施設に従事する人口 10 万対医師数は、全国で 233.6 人。都道府県別で最も多いのは京都府の 307.9 人、次いで東京都 304.5 人、徳島県 303.3 人でした。一方で最も少ないのは埼玉県の 152.8 人、次いで茨城県 169.6 人、千葉県 182.9 人となり、関東では東京都に医師が集中し、近隣県は軒並み少ない結果となりました。（右図参照）



*厚生労働省「平成 26 年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

2 年に 1 度実施されます。今回の調査期日は平成 26 年 12 月 31 日現在です。詳しい内容は次の URL よりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/14/index.html>

日曜日に診療を行う一般診療所の現状

医療機関を受診する立場からすると、日曜日に診療を行う医療機関が身近にあることは、ありがたいことです。では実際には、どの程度の一般診療所が日曜日に診療を行っているのでしょうか。ここでは昨年 11 月に発表された調査結果※などから、日曜日に診療を行う一般診療所の数などをみていきます。

日曜日に診療を行う割合は 5%程度

前述の調査結果などから、全国の日曜日に診療を行う一般診療所（以下、診療所）数の推移をまとめると右表のとおりです。

平成 14 年は、日曜午前に診療を行う診療所数が 3,956 施設でした。その後は調査年ごとに増加を続け、26 年には 5,078 施設になりました。26 年の全国の診療所数が 100,461 施設なので、割合は全体の 5%程度となります。

日曜日に診療を行う診療所数の推移
(施設)

	午前	午後	18時以降
平成14年	3,956	2,953	964
平成17年	4,416	3,293	1,197
平成20年	4,704	3,198	1,319
平成23年	4,923	3,292	2,263
平成26年	5,078	3,364	2,474

厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」より作成

都道府県別の日曜診療状況

次に、日曜午前に診療を行っている 26 年の診療所数と診療所全体に占める実施割合を都道府県別にまとめると、下表のとおりです。診療所数は大都市を含む都道府県が多くなっています。実施割合をみると全国平均を超えているのは 9 都県で、9.3%の茨城県を筆頭に、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都が上位を占めています。

平成26年 都道府県別日曜午前に診療を行う診療所数と割合（施設、%）

	診療所数	実施割合		診療所数	実施割合		診療所数	実施割合
全国	5,078	5.1	富山県	22	2.9	島根県	13	1.8
北海道	134	4.0	石川県	22	2.5	岡山県	65	3.9
青森県	40	4.5	福井県	16	2.7	広島県	77	3.0
岩手県	32	3.5	山梨県	27	3.9	山口県	30	2.4
宮城県	83	5.1	長野県	39	2.5	徳島県	33	4.4
秋田県	33	4.0	岐阜県	68	4.3	香川県	23	2.8
山形県	39	4.2	静岡県	82	3.1	愛媛県	61	4.9
福島県	64	4.7	愛知県	299	5.7	高知県	13	2.3
茨城県	161	9.3	三重県	79	5.2	福岡県	196	4.3
栃木県	86	6.0	滋賀県	45	4.3	佐賀県	24	3.5
群馬県	47	3.0	京都府	84	3.4	長崎県	33	2.3
埼玉県	379	9.1	大阪府	335	4.0	熊本県	54	3.7
千葉県	320	8.6	兵庫県	200	4.0	大分県	36	3.7
東京都	929	7.3	奈良県	75	6.3	宮崎県	19	2.1
神奈川県	491	7.5	和歌山県	34	3.2	鹿児島県	40	2.8
新潟県	48	2.8	鳥取県	12	2.3	沖縄県	36	4.1

厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」より作成

日曜診療は他施設と差異化策のひとつです。ただし、地域によって需要に差があることはもちろん、人員の確保など診療所の運営上の問題もありますので、事前の検討が欠かせません。

※厚生労働省「医療施設（静態・動態）調査」

全国の医療施設を対象に 3 年ごとに行われる調査で、最新版は 26 年の結果となっています。詳細は、次の URL のページからご確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1a.html>

医療機関でみられる 人事労務Q&A

『経歴詐称の職員を解雇したい！？』



採用選考時に提出された履歴書において、前職では同業で5年間正職員として勤務していたと記載されていたものの、実はパートタイマーとして2年間しか勤務していないことがわかりました。働きぶりの良くない職員ですので、この経歴詐称を理由に解雇したいと考えているのですが、問題ないでしょうか。



経歴詐称による解雇は、その採用によって労働力の適正な配置を誤らせるような重大な詐称でなければ、権利の濫用として無効となる可能性があります。

詳細解説：

労働力人口における非正規労働者数が増加傾向にある中で、特に若い年齢層の労働者が正職員として働きたいとの希望から、過去の経歴を詐称して応募してきたという話を耳にすることが増えてきました。その多くは、採用後の働きぶりで発覚するようですが、ご質問のように解雇まで考えるケースもあるようです。



労働力の適正な配置を誤らせるような場合、と解釈されています。例えば、看護師募集をした際に、看護師の資格を持っていると申告していたにもかかわらず、実は資格を持っていなかったというようなケースが該当します。

今回のご質問では、勤務年数や勤務形態が異なっていたとはいえ、「重大な」とは考え難く、仮に解雇をした場合には、労働契約法第16条に定める「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」という規定に抵触する可能性があるため注意が必要です。

こうした問題を防止するためには、採用面接時に過去の経歴や仕事内容について十分確認すること、そして、そもそも「経歴詐称」と「働きぶり」は別問題であることから、働きぶりが悪いのであれば注意指導を重ね、改善がみられない場合には懲戒処分を検討するといった方法などが考えられます。

実際に解雇を検討するに当たっては、形式面と実態面に分けて考えることがポイントになるでしょう。まず形式面ですが、経歴詐称を理由に解雇を行うためには、就業規則においてあらかじめ経歴詐称が解雇事由となることを定めておく必要があります。一般的には、「重大な経歴を偽り、採用された場合」といった旨の規定がされており、それを根拠に解雇を検討することになります。次に実態面ですが、「重大な」経歴詐称が存在するのかがポイントとなります。ここでいう「重大な」とは、個々の事案によって解釈は異なりますが、その経歴詐称によって労

事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『音の配慮』



ワンポイントアドバイス

音の配慮



医療スタッフは、患者様に極力よい状態で治療を受けていただきたいと考えていることでしょう。相手の緊張や不安を取り除き、リラックスした状況をつくりだすこともスタッフの仕事です。その中で音に対する配慮は、意外に忘れることが多く、改善の課題に挙げられます。

音の伝わり方は、空気中を伝わって聞こえる音と壁や床などをふるわせて伝わる音の 2 種類があります。壁や床などをふるわせて伝わる“固体音”は立って仕事をするスタッフよりも、座る・横になるといった姿勢の患者様の方が振動としてより大きく伝わります。それに加えて、具合が悪い、不安、緊張などが伴うため一層不快な音として届いてしまうのです。ですから、私たち医療スタッフは十分な気配りが必要です。

- ・レジスター、ドアや棚扉の開閉の音
- ・急いで走る足音
- ・物や医療器具を落とした音 など

特にこれらは、患者様にとって突然やってくる不快な音です。

アイさんたちのように、工作中、目を閉じて耳を澄ましてみるとよいでしょう。

- どのような音が聞こえてきますか？
- 何の音でしょうか？
- その音は心地良く感じますか？
- 耳障りに響いているでしょうか？
- 静かに優しく始まりますか？
- 突然大きな音としてやってきますか？
- 頻繁に続く音でしょうか？
- まれに聞こえる音でしょうか？

なるべくよい状態で治療を受けていただけるよう、音の配慮をしましょう。